

景品表示法の規定により不当表示（有利誤認）となるおそれのある事例

景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）は、価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示を禁止しています。（別添参照）

今回の調査により、一部の看板で、長時間利用した場合の料金表示が理解しづらく、誤認を招くおそれがあることが確認されましたので、別紙「景品表示法の規定により不当表示（有利誤認）となるおそれのある事例」を取りまとめました。

【事例1】「1日最大800円」等の最大料金の設定がある場合



「1日最大」という表示について、「1日」が駐車後24時間を指すのか、駐車した当日のことなのか、分かりづらい。

「駐車後24時間までは800円」と考えた消費者にとっては、24時を過ぎて通常料金が加算され、予想より高額な請求がされることとなるため、誤認を招く表示と言える。

また、繰り返し適用の有無が表示されていない場合が多く、実際に適用がない駐車場では「1日800円なのだから2日駐車したら、800円を2倍した金額になる」と考えた消費者に対して、予想より高額な請求がされることとなり、誤認を招く表示と言える。

【事例2】「昼間最大800円、夜間最大400円」等の時間帯別の最大料金の設定がある場合



時間帯別で最大料金の設定がある駐車場について、設定時間帯を通して利用した場合、両方の最大料金が継続して適用されるか否かを表示していない場合が多く確認された。

継続適用がなかった場合は「昼から夜まで利用したら、800円+400円だな」と考えた消費者に対して、通常料金が加算されることとなり、予想より高額な請求がされることとなるため、誤認を招く表示と言える。

【事例3】平日と土日祝日の最大料金の設定がある駐車場の場合

平日と土日祝日の別で最大料金の設定がある駐車場について、入庫時間が土日祝日の前日で、日をまたいで駐車する場合について、両方の最大料金が継続して適用されるか否かを表示していない場合が多く確認された。

継続適用がなかった場合は、通常料金が加算されることとなり、消費者の予想より高額な請求がされることとなるため、誤認を招く表示と言える。